

台湾における現地情報

2021年 7月 12日

株式会社フェアコンサルティング

坂下 幸紘

【台湾での新型コロナウイルス感染状況】

台湾では、5月に入ってから域内感染が広がり、現時点では第三級（第四級が最も厳しく外出制限がかかる）の警戒態勢のもと、学校の休校、飲食店の店内飲食の禁止となり、多くの会社では在宅勤務が行われています。また企業・個人への経済的な影響を緩和するため、各種補助制度が追加で発表されています。

ここ数日の台湾全土の感染者数は100人を下回る水準に低下してきていますが、現時点で第三級の警戒態勢が解除される見通しは立っていません。海外からの台湾渡航の原則禁止等もあり、引き続きビジネスへの影響は大きい状況です。

【政府の補助政策「紓困4.0」について】

売上の減少、営業停止指定を受けている業種などに対して以下の補助が発表されています。

(1) 申請期間：2021年6月7日～2021年8月31日

(2) 対象業種：飲食、撮影、美容、娯楽レジャー、小売、卸売、倉庫、広告、翻訳、観光、教育事業等

(3) 支給条件

- ・2021年5月から7月のうち1か月の営業収入が同年3月から4月の平均営業収入または2019年同期と比較して、50%以上減少していること
- ・法人登記がされていること。

(4) 補助内容

①台湾人正社員の人数に40,000台湾ドルを乗じた金額。

②①のほか、政府が指定した営業停止業種については企業に対して正社員人数に10,000台湾ドルを乗じた金額、従業員に対して1人当たり30,000台湾ドル支給（支給は雇用主に対して）。

・感染者・死亡者速報通知(2021年7月12日付)



指揮中心快訊 資料更新日期 2021/07/12

Central Epidemic Command Center (CECC) Press Release

24 新增病例	本土 23 境外 1	741 累計死亡	15273 累計確診
-------------------	-----------------------------	--------------------	----------------------

目前15273例(14017本土、1203境外、36艘陸艦隊、2航空器、1不明及14調查中)

中央流行疫情指揮中心今(12)日公布國內新增24例COVID-19確定病例，分別為23例本土及1例境外移入；另確診個案中新增1例死亡。

今日新增之23例本土病例(其中9例為居家隔離期間或期滿檢驗陰性者)，為13例男性、10例女性，年齡介於未滿10歲至90多歲，發病日介於今年6/20至7/11。個案分布以新北市10例為最多，其次為臺北市9例，基隆市、桃園市、新竹市及臺中市各1例；其中17例為已知感染源、4例關聯不明、2例調查中，相關疫情調查持續進行中。

今日新增1例死亡個案(案2598)，為60多歲男性，具慢性病史及其他確診者接觸史；個案於5/11出現發燒等症狀，5/19就醫採檢，5/20確診並住院治療，6/11解除隔離並出院，7/10因其他原因死亡。

近期確診個案解除隔離情形，5/11至7/10累計公布14,019例確診個案中，已有11,850人解除隔離，解除隔離人數達確診人數84.5%。

今日新增1例境外移入個案(案15370)，為克羅埃西亞籍未滿10歲女童，6/28自瑞士入境，持搭機前3日內檢驗陰性報告，入境後至防疫旅館檢疫，7/10進行檢疫期滿前採檢，於今日確診(Ct值33)。個案在臺期間並無症狀，相關接觸者匡列中。

詳情請參考疾管署7/12新聞稿

中央流行疫情指揮中心 關心您

【感染予防対策】

現状の第三級感染対策は延長が行われ、7月26日まで以下の対応が継続されます。

- ・学校・幼稚園の休校
- ・飲食店の店内飲食禁止
- ・マスク着用の義務化（未着用で罰金）
- ・カラオケ・バー等の特殊飲食業、レジャー施設、ジム等の営業禁止
- ・冠婚葬祭等の集会開催の禁止
- ・宗教活動に伴う集会の禁止
- ・室内5人以上の集会、屋外10人以上の集会の禁止
- ・施設店舗出入りの際の個人情報提供

これに伴い現在多くの企業では在宅勤務を実施しており、ビジネスへの影響が広範囲に広がっています。

【台湾への入境制限】

2021年5月19日から原則としてすべてのビザの発給を停止しており、一時的な出張、長期滞在を前提とした駐在ともに、現在日本から台湾に渡航することはできません。

【ビザ期間の自動延長措置について】

有効な居留証を持って台湾に滞在している場合は居留期間が自動で30日延長されます。その後現在の第三級から第二級に警戒態勢が下がったのち30日以内に事後で延長申請をすればよいことになります。また有効な停留ビザで滞在している場合も自動で延長されます。同様に第二級に警戒態勢が下がったのち10日以内に事後で延長申請をすればよいことになります。